

本紙は、住宅省エネ 2026 キャンペーン・住宅省エネ支援事業者登録申請書のサンプルです。

登録には、実印の押印（印鑑証明書に登録済みのもの）と印鑑証明書および法人登記（法人のみ）の添付が必要になりますので準備を行ってください。また、実際の登録申請書は、事務局が提供するシステム上で作成されるため、独自に加工・作成したものは一切利用できません。

みらいエコ住宅 2026 事業事務局 殿  
先進的窓リノベ 2026 事業事務局 殿  
給湯省エネ 2026 事業事務局 殿  
賃貸集合給湯省エネ 2026 事業事務局 殿

## 住宅省エネ 2026 キャンペーン・住宅省エネ支援事業者登録申請書

仮

以下の通り、「みらいエコ住宅 2026 事業」、「先進的窓リノベ 2026 事業」、「給湯省エネ 2026 事業」及び「賃貸集合給湯省エネ 2026 事業」（以下、「構成事業」という。）が参加する「住宅省エネ 2026 キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」という。）において、消費者等に代わり各構成事業の交付申請等の手続を行う「住宅省エネ支援事業者」に登録を申請いたします。

なお、登録申請にあたり、本キャンペーンの事業者登録規約（本様式別紙①）をよく理解の上、遵守します。また、各構成事業の交付申請の提出の際には、当該交付申請を提出する構成事業の事業者登録規約（本様式別紙②～⑤）を遵守することに同意いたします。

### 【事業者情報】

作成日（出力日）	令和 8 年 3 月 10 日	又は全構成事業の交付規程制定日のいずれか遅い日
事業者名・商号 （個人事業主は屋号）	株式会社 住宅省エネ 2026	
代表者肩書 （個人事業主は不要）	代表取締役	
代表者氏名 （個人事業主は本人氏名）	住宅 省エネ	
本店の所在地 （個人事業主は住所）	〒100-9999 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2026 番 1 号	
<input checked="" type="checkbox"/> 以下に該当しません（法人においては、役員等（実質的に経営に関与する者を含む） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団若しくは暴力団員を利用している者、資金等の供給若しくは便宜の供与等により直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者、又は暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者		

### 【参加を予定する構成事業】※登録後も変更できます

<input checked="" type="checkbox"/> みらいエコ住宅 2026 事業	<input checked="" type="checkbox"/> 先進的窓リノベ 2026 事業
<input checked="" type="checkbox"/> 給湯省エネ 2026 事業	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸集合給湯省エネ 2026 事業

### 【添付する書類】※該当する書類をすべて提出してください\*

<input checked="" type="checkbox"/> 法人	法人の印鑑証明書（法務局で発行されたもの）
	商業法人登記の写し（現在事項が確認できるもの）※登記情報提供サービスも可
<input type="checkbox"/> 個人事業主	個人の印鑑証明書（住民登録がある自治体等で発行されたもの）

\*住宅省エネ 2025 キャンペーンにおいて住宅省エネ支援事業者として事業者登録を行い、本キャンペーンへの継続参加を希望した者は、住宅省エネ 2025 キャンペーンの実務登録時の書類に変更がある場合のみ、変更内容が確認できる書類を提出してください。  
（例）法人又は個人事業主の実印（自治体への登録印）が変更になった場合、「印鑑証明書」を添付してください。  
法人の代表者や本店の所在地が変更になった場合、「商業法人登記の写し（登記情報提供サービスも可）」を添付してください。

【注意事項】 ・修正液、訂正印は使用できません。（ポータルの情報修正後、再出力してください）  
・記入、押印漏れがある場合、登録申請の受付は行いません。  
・印字することのできない一部の人名漢字等を、常用漢字若しくはひらがなに置きかえている場合があります。

本事業者（仮）登録は、各構成事業の交付規程（案）の承認を前提に実施するものです。  
今後、当該交付規程の承認をもって、自動的に事業者登録を完了します。  
ただし、当該交付規程（案）に修正が生じた場合、改定後の本様式の再提出をお願いする場合があります。